

(様式1)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

令和7年10月22日

山形県村山総合支庁西村山地域振興局長

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を下記のとおり公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1. 公募内容

(1) 伐採場所

一級河川 寒河江川

河北町大字溝延(1)地内 (溝延橋 下流 左岸側)

河北町大字溝延(2)地内 (溝延橋 下流 左岸側)

河北町大字溝延(3)地内 (溝延橋 下流 左岸側)

(2) 伐採期間

認定の日から令和8年3月20日まで

(3) 伐採区間の面積

一級河川 寒河江川

河北町大字溝延(1)地内 (溝延橋 下流 左岸側) $A=3,536 \text{ m}^2$

河北町大字溝延(2)地内 (溝延橋 下流 左岸側) $A=3,537 \text{ m}^2$

河北町大字溝延(3)地内 (溝延橋 下流 左岸側) $A=5,000 \text{ m}^2$

(4) 伐採対象木の種類・推定量

ニセアカシア等・推定量 100 m^2 あたり 1.3 m^3

(5) 補助金の有無及び金額

補助金あり 下記表1の通り

表1

場所	番号	面積 (m^2)	単価 (円/ m^2)	補助金額 (円)
河北町大字溝延 (一級河川寒河江川)	(1)	3,536	123	434,000
河北町大字溝延 (一級河川寒河江川)	(2)	3,537	123	435,000
河北町大字溝延 (一級河川寒河江川)	(3)	5,000	123	615,000

(6) 放射性セシウム測定結果

平成29年度まで測定を行ってきたが、放射性セシウムについて検出されなかったため、測定不要となったことから未計測。

2. 申込書の提出先

提出・問合せ先：村山総合支庁建設部西村山河川砂防課 河川維持管理担当

住 所：寒河江市大字西根字石川西 355

電 話 番 号：0 2 3 7－8 6－8 1 9 2

提 出 期 限：令和7年11月21日（金）16時まで郵送またはご持参ください。

3. 留意事項

- （1）県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
- （2）河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
- （3）申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
- （4）伐採等の期間は、鳥類の営巣や漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とするが、その他の期間の伐採を要望する場合は河川管理者と協議するものとする。
- （5）伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。
- （6）支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
- （7）チェーンソー等を使用する場合は十分に注意すること。
- （8）申込者については、取扱要領に基づき審査の上認定者を決定するものとし、伐採利用について認定されない場合がある。